

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	7-1
許認可等の種類	クリーニング所の使用前検査			
根拠法令条例等・条項	クリーニング業法第5条の2			
許認可等の概要	クリーニング所の使用前検査、及び構造設備がクリーニング業法の基準に適合する旨の確認			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1クリーニング所は、住居その他クリーニング所以外の用途に供する施設と壁等により明確に区画し、かつ、クリーニング所以外の用途に供しないこと。</p> <p>2床(洗い場の床を除く)は、板又は不浸透性材料で仕上げること。</p> <p>3クリーニング所内の採光又は照明及び換気は、十分に行うこと。</p> <p>4洗濯物の収納容器又は収納設備は、毎月1回以上消毒すること。</p> <p>5ねずみ及び衛生害虫の駆除を行うこと。</p> <p>6施設内は、仕上場及びそれ以外の用途に供する場所に区分し、それぞれ洗濯物の処理に応じた適当な広さを有すること。</p> <p>7洗い場の内壁は、不浸透性材料で造られている場合を除き、床面から50センチメートルの高さまで不浸透性材料で腰張りすること。</p> <p>8溶剤、洗剤、薬品、蒸留残さ物等を安全に保管する設備を設けること。</p> <p>9テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械には、廃液を適性に処理するため、廃液処理装置を設置し、廃液の濃度を常に管理すること。</p> <p>10テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機械には、溶剤蒸気回収装置を設置すること。</p> <p>11仕上げ作業は、清潔な衣服を着用して行うこと。</p> <p>12受取及び引渡を行うために十分な広さを有すること。</p> <p>13対面して受取及び引渡を行う施設にあっては、適当な広さの受渡台を備えること。</p> <p style="text-align: right;">【以上 条例】</p>			
基準の制定根拠	・クリーニング所において講ずべき措置に関する条例(平成14年10月21日条例第45条)			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			